

局所吸収指針改定案新旧対照表

今回改訂案	平成9年答申	備考
<p>(3) 局所吸収指針</p> <p>(3-1) 適用範囲</p> <p>本指針は、周波数100kHz以上6GHz以下に適用する。</p> <p>局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。</p> <p><u>具体的には、本指針（局所吸収指針）は、電磁放射源（主にアンテナ）や放射に関わる金属（筐体等）と人体との距離が20cm以内の場合に適用される。</u></p> <p>また、それ以外の距離においても、<u>電磁界強度指針、補助指針又は局所吸収指針のいずれか1つを満たせば基礎指針を満たしていると判断できる。ただし、周波数が300MHz以上300GHz未満であって、10cm以上20cm以内の距離における電磁界強度指針及び補助指針の適用は排除されない。</u></p> <p>なお、<u>空中線電力の平均電力が20mW以下の無線設備</u>については、仮に無線設備の全出力が身体のごく一部の組織に吸収される場合でも、電波防護指針を満たしており、評価の必要性はないものと考えられる。また、管理環境においては、<u>同100mW以下の無線設備</u>については評価の必要性がないものと考えられる。</p>	<p>(3) 局所吸収指針</p> <p>(3-1) 適用範囲</p> <p>本指針は、周波数100kHzから3GHzまでに適用する。</p> <p>局所吸収指針の主な対象は、携帯電話端末等の小型無線機であり、電磁放射源に寄与するアンテナや筐体が人体に極めて近接して使用される場合を想定している。</p> <p>本指針は、電磁放射源（主にアンテナ）や金属（筐体等）と人体との距離が、<u>周波数100kHz 以上300MHz 未満で20cm 以内、周波数300MHz以上3GHz 未満で10cm 以内の場合に原則として適用される。</u></p> <p>また、それ以外の距離においても、<u>従来の管理指針（電磁界強度指針及び補助指針）あるいは局所吸収指針のどちらか一方を満たせば基礎指針を満たしていると判断できる。</u></p> <p><u>一般環境（条件G）においては、空中線電力が平均電力で20mW以下の無線局</u>については、仮に無線局の全出力が身体のごく一部の組織に吸収される場合でも、<u>局所SARの電波防護指針</u>を満たしており、評価の必要性はないものと考えられる。また、管理環境（条件P）においては、<u>空中線電力が100mW以下の無線局</u>については、評価の必要性がないものと考えられる（別紙2参考）</p>	<p>○上限周波数を6GHzに変更。</p> <p>○表記上の修正。</p> <p>○表現の明確化。</p> <p>○適用距離を10cmから20cmに拡張。（300MHz～6GHz）</p> <p>○表記上の修正。</p> <p>○10cm～20cmの領域における電磁界強度指針及び補助指針の適用も可能とするもの。</p> <p>○適用除外となる無線設備について明示。</p> <p>○表記上の修正。</p>
(3-2) 管理環境	(3-2) 管理環境	

<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SAR の任意の6分間平均値が、0.4W/kg 以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g 当たりの局所SAR（6分間平均値）が10W/kg（四肢では20W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHz から100MHz までの周波数においては接触電流が100mA 以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz 以上の無線設備については、評価を行う必要はない。</p>	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SAR の任意の6分間平均値が、0.4W/kg 以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g 当たりの局所SAR（6分間平均値）が10W/kg（四肢では20W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHz から100MHz までの周波数においては接触電流が100mA 以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz 以上の無線局は、<3>に述べた接触電流に関する指針に基づく評価を行う必要はない。</p>	<p>○表記上の修正。</p> <p>○冗長な記述の削除。</p>
<p>(3-3) 一般環境</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SAR の任意の6分間平均値が、0.08W/kg 以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g 当たりの局所SAR（6分間平均値）が2W/kg（四肢では4W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHz から100MHz までの周波数においては接触電流が45mA 以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz 以上の無線設備については、評価を行う必要はない。</p>	<p>(3-3) 一般環境</p> <p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p><1> 全身平均SAR の任意の6分間平均値が、0.08W/kg 以下であること。</p> <p><2> 任意の組織10g 当たりの局所SAR（6分間平均値）が2W/kg（四肢では4W/kg）を超えないこと。</p> <p><3> 接触ハザードが防止されていない場合は、100kHz から100MHz までの周波数においては接触電流が45mA 以下（平均時間6分間）であること。</p> <p>ただし、接触電流がこの指針に対して無視できないレベルの複数の周波数成分からなる場合は、その各周波数成分の指針値に対する割合の自乗和を求める。これらの総和が1を超えてはならない。</p> <p>なお、周波数100MHz 以上の無線局は、<3>に述べた接触電流に関する指針に基づく評価を行う必要はない。</p>	<p>○表記上の修正。</p> <p>○冗長な記述の削除。</p>